

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 9 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家被害の判定結果に関する丁寧な説明について（依頼）

住家被害の判定結果については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月 内閣府（防災担当））において、「調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理しておく。」とされているところです。

住家被害の判定結果は、その後に受けられる支援内容に大きな影響を与えることから、その判定結果について、被災者のご理解を得ることが大変重要であるため、被災者に対し、判定結果に関する丁寧な説明が行われるよう、ご配慮願います。具体的には、調査票、損傷状況の分かる写真、住家の部位別の損害割合等を示しながら説明を行うことが考えられます。

貴職におかれては、この旨ご留意いただくとともに、庁内関係部局及び管内市区町村に対して周知方よろしくお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅、打矢、小柳
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034
Mail yoshihiko.uchiya.b6j@cao.go.jp
eimi.koyanagi.c4d@cao.go.jp